

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染防止対策の基本は、患者様を感染から守ることと、医療従事者が感染から保護されることです。このために、エビデンスに基づいた感染防止対策を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策の方針を決定します。組織横断的に院内の感染防止対策の中核的役割を担うため、感染管理室を設置し、感染防止対策の実働部隊として感染制御チーム（ICT）を設置する。

3. 院内感染防止対策に関する職員研修についての基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。

4. 感染の発生状況の報告に関する基本方針

院内における感染症の発生状況は、感染制御チーム（ICT）が把握し、院内感染防止対策委員会へ報告します。また、院内へ周知します。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者様が発生または疑われる場合、感染制御チーム（ICT）が速やかに感染対策に対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する事項

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。抗菌薬使用患者様は、使用量、効果などを定期的に感染制御チーム（ICT）が介入し、適切な抗菌薬使用になるように努めています。

7. 院内感染防止対策指針の閲覧に関する基本方針

この取組事項は、患者・家族に感染対策の理解と協力を得るために、院内掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

8. 地域連携に関する事項

当院は、感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、原町赤十字病院と連携を行い情報の共有をしていきます。

9. その他院内感染対策の推進のため必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し・改定を行います。